

京都市告示第367号

廃止：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく水路等を次のように廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和7年9月4日

京都市長 松井孝治

(廃止水路等)

整理番号	名 称	起 終 点
1	桃山町水5004号	伏見区桃山町伊賀25番地地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)